

愛知県立大学保育士養成課程履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の教育福祉学部教育発達学科の学生で、保育士資格の取得を希望する者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行細則（昭和23年厚生省令第11号）によるほか、この規程により履修しなければならない。

第2条 保育士資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。ただし、在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について取得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当するものとみなし、単位を認定することができる。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、教育福祉学部履修規程により教育発達学科の授業科目と同一の場合は、卒業単位に算入する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成22年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成22年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成23年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成23年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成25年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成25年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成26年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成26年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和3年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和4年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和4年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和5年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和5年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和5年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

(必修科目)

系列	厚生労働省告示教科目	本学開設科目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	保育原理	2
	教育原理（講義）	教育原理	2
	子ども家庭福祉（講義）	子ども家庭福祉論	2
	社会福祉（講義）	社会福祉学概論Ⅰ	2
	子ども家庭支援論（講義）	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	社会的養護	2
	保育者論（講義）	教職入門	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	発達心理学	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助（演習）	教育心理学Ⅰ	1
		教育心理学Ⅱ	1
	子どもの保健（講義）	子どもの保健	2
子どもの食と栄養（演習）	子どもの食と栄養	2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	保育・教育課程論Ⅰ	2
	保育内容総論（演習）	保育・教育課程論Ⅱ	2
	保育内容演習（演習）	保育内容論(健康)	2
		保育内容論(人間関係)	2
		保育内容論(環境)	2
		保育内容論(言葉)	2
		保育内容論(表現)	2
	保育内容の理解と方法（演習）	音楽実技A	1
		音楽実技B	1
		造形実技A	1
		造形実技B	1
		体育実技A	1
		言葉	1
	乳児保育Ⅰ（講義）	乳児保育Ⅰ	2
	乳児保育Ⅱ（演習）	乳児保育Ⅱ	2
	子どもの健康と安全（演習）	子どもの健康と安全	2
	障害児保育（演習）	障害児保育	2
	社会的養護Ⅱ（演習）	社会的養護内容	2
	子育て支援（演習）	幼児理解と相談支援	2
	保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	保育実習Ⅰ(保育所)
保育実習Ⅰ(施設)			2
保育実習指導Ⅰ（演習）		保育実習指導Ⅰ	2
総合演習	保育実践演習（演習）	保育・教職実践演習	2
計			64

(選択科目)

系列	本学開設科目	単位数	最低修得単位数
保育の本質・目的に関する科目	社会福祉学概論Ⅱ	2	6
	教育制度論	2	
	特別支援教育論Ⅰ	1	
	特別支援教育論Ⅱ	1	
保育の対象の理解に関する科目	障害児心理学	2	
	教育相談論	2	
保育の内容・方法に関する科目	幼児教育方法論	2	
	音楽	2	
	造形	2	
	体育	2	
	生活	2	
	体育実技B	1	
	教育現場学習	2	
保育実習	保育実習Ⅱ（保育所）	2	2
	保育実習Ⅱ（施設）	2	
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	1
	保育実習指導Ⅱ（施設）	1	
	計	29	9

(教養科目)

系列		本学開設科目		単位数	最低修得単位数
教養科目	外国語、体育以外の科目	自然科学・人文科学・現代社会	現代物理学	2	4
			芸術鑑賞入門	2	
			日本国憲法	2	
			社会福祉入門	2	
			心理学入門	2	
	外国語（演習）	外国語科目	英語Ⅰ	4	2
	体育（講義）	スポーツ・健康科学	生涯スポーツ論	2	2
健康とからだの科学			2		
体育（実技）	スポーツ実践演習		2	1	

備考 上記の科目を含んで、卒業必修単位を修得すること。